

申告と納税の期限の一覧

税目	申告	納税	
個人の住民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに	特別徴収
	公的年金所得者については、年金支払者が公的年金等支払報告書を1月末日	毎年金支給月に徴収して翌月10日までに	特別徴収
	給与所得者・公的年金所得者以外の人は3月15日	一般的に6月・8月・10月・1月	普通徴収
法人の住民税 事業税	事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告と同じ	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税配当割	配当等の支払いの翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日	申告と同じ	申告納入
個人事業税	3月15日	8月及び11月	普通徴収
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書で定める日	普通徴収
地方消費税	法人は課税期間末日の翌日から2か月以内、個人は3月31日	申告と同じ	申告納付
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
市町村たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入
自動車取得税	自動車の登録や使用の届出のとき	申告と同じ	申告納付 (証紙徴収)
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入
自動車税	自動車の取得、消滅又は変更のあった日から10日以内	5月	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
軽自動車税	軽自動車等の所有者又は使用者となつた日から、通常15日以内	一般的には4月中	普通徴収 又は 証紙徴収
	当初の申告から変更があった場合は、変更のあった日から、通常15日以内		
	軽自動車等の所有者又は使用者でなくなった日から、通常30日以内		

税 目	申 告	納 税
鉱 区 税	鉱業権の取得、消滅又は変更のあつた日から10日以内	5月 普通徴収
狩 猶 税	登録を受けるとき	登録を受けるとき 証紙徴収
固 定 資 産 税	償却資産の所有者については1月末日	一般的に4月・7月・12月・2月 普通徴収
都 市 計 画 税	_____	一般的に4月・7月・12月・2月(固定資産税とあわせて納付) 普通徴収
国民健康保険税	通常、4月15日	通常4月・7月・10月・1月 普通徴収
	年金保険者が公的年金等支払報告書を1月末日	毎年金支給月に徴収して翌月10日まで 特別徴収
鉱 产 税	通常、毎月分を翌月10日から同月末日	申告と同じ 申告納付
入 湯 税	鉱泉浴場の経営者が、通常、毎月分を翌月15日	申告と同じ 申告納入

- (注) ●法律などで定められた納期限が土曜日、日曜日、祝日などにあたるときは、これらの翌日が納期限となります。
- 特別徴収……地方税の徴収について便宜を有する者（経営者など）が実際の納税者から税を受け取り、納めます。
 - 普通徴収……県又は市町村から納税通知書が送られ、その納税通知書で納めます。
 - 申告納付……納税者が自分で納める税額を申告して納めます。
 - 申告納入……経営者などが特別徴収した税額を申告し、納めます。
 - 証紙徴収……県又は市町村が発行する証紙などにより税金を納めます。

